

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会



事業報告書

2019年4月1日～2020年3月31日

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

1. 概況

本会は、本年度、2020年4月の改正著作権法施行、授業目的公衆送信補償金制度開始を目標とし、諸準備を進めてきた。

そうした中、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムにおいて前年度より検討してきた、授業目的公衆送信補償金規程の認可申請に欠かせない改正著作権法第35条運用指針（ガイドライン）の策定に思いのほか時間を要したため、目標を半年後の2020年10月にずらしつつ、さらに対応を重ねてきた。

しかしながら、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という、未曾有の事態に世界全体が直面し、日本においても様々な影響がある中、コロナウイルス感染症対策に伴う各教育機関の臨時休業等に伴い、文化庁より依頼のあった構成団体の教育機関の利用に対する個々の配慮の取りまとめに協力することとなったほか、年度末には急遽改正著作権法の前倒し実施に向けた動きが加速したため、必要な対応を行った（改正著作権法は2020年4月28日施行された）。

2. 補償金管理及び著作権等管理事業の準備状況

(1) 補償金の額の認可申請に向けた検討を実施した

補償金の額について、額の根拠を中心に検討を進めた。2020年に入り、有識者理事及び顧問弁護士からなる検討チームを設置、規程案の検討を行った。

作成した案は3月に開催されたフォーラムにおいて委員に対し説明、意見を聴取した。今後はこの意見を反映したうえで2020年夏の認可申請に向け規程案及び根拠について整備する（※）。

なお、5月には教育機関の実情と今後の著作物等の利用ニーズに関する意向を調査するための意向調査を、補償金の額の根拠作成の資料とするため実施した。教育機関からは1,429件の回答を得た。また、同時期に同趣旨のアンケート形式による実態調査を本会構成団体に対し実施した。

※ 改正著作権法施行へ向け、検討してきた規程案は形を維持したまま補償金の額を零円として2020年4月24日認可を得ることとなった。

(2) フォーラムの事務局を担当、両座長の指示により資料を作成、また運営を支援した

フォーラムを8回開催し、改正著作権法第35条運用指針の策定に向けた検討を中心に、普及啓発のあり方について検討したほか、補償金額の根拠について説明を行った。

(3) 業務進行タスクフォースを設置し、主に管理事業に関する諸検討を行った

8回開催し、著作権等管理事業者として行う管理事業に関する管理委託契約約款（どのような利用を許諾対象とするか等）や使用料規程の検討を行い、考え方については概ね整理を終えた。また、フォーラムにおける普及啓発に関する検討を行い、検討結果を基にフォーラム事務局が資料を作成、フォーラムで提示した（検討は2020年度に継続）。

(4) 分配・共通目的事業委員会（当初分配委員会として設置、2019年12月改組）を設置し、主に分配及び共通目的事業に関する諸検討を行った

8回開催し、多方面から分配や分配業務委託のあり方、分配資料の収集や収集する項目等について検討を行った。これら検討を下に2020年夏の認可申請に向け分配規程を整備する。なお、共通目的事業についても一定の方向性を整理した。

- (5) ガイドライン検討部会を設置し、主にフォーラムで検討中の改正著作権法第35条運用指針について検討を行った

8回開催し、フォーラムで検討される運用指針に対する構成団体の意見をとりまとめ、フォーラム共同座長に助言した。

3. その他の事業

- (1) 2020年1月、公益社団法人日本複製権センターの事務所移転に伴い、本会の事務所も移転し、14日から新事務所にて業務を開始した。

- (2) SARTRAS ウェブ・サイトを運営し、順次コンテンツを追加することにより、補償金制度や本会の運営に関する情報の周知に務めた。

<https://sartras.or.jp/>

- (3) 定時社員総会のほか、臨時社員総会を4回、理事会を11回開催した。

- (4) 社員である協議会の構成団体から得た会費の公正な支出と適正な管理を行うよう努めた。

2019年度会費収入 19,473 千円

注 補足すべき重要な事項はないため、附属明細書は作成していない。